

岡崎市マンション管理適正化推進計画（案）に対する意見と市の考え方

【概要】

- ・パブリックコメント募集期間：令和4年12月7日～令和5年1月6日
- ・意見提出方法：直接持ち込み、郵送、ファックス、電子メール、電子申請総合窓口
- ・提出人数： 1人
- ・意見件数： 1件

No.	意見	市の考え方
1	<p>以前に分譲マンションに住んでいたことがあり、居住者の高齢化、管理会社に丸投げの管理組合の管理水準の低さに問題意識を持っていた。</p> <p>今回の改正法を踏まえ、岡崎市でもマンション管理に関する計画ができたことは大きな前進だと思う。管理計画認定制度が運用されることで適正に管理されるマンションを増やすためには周知啓発が重要かと考えます。</p>	<p>マンション管理の適正化には、管理組合や居住者の方がマンション管理に関心を持つことが肝要であり、そのためにはご意見のとおり周知啓発が大変重要であると考えております。</p> <p>市では、ホームページをはじめ、マンション管理推進協議会を通じて実施するセミナーなどにおいて情報提供を行うほか、マンション管理組合に対して個別に管理計画認定制度についてのチラシを提供するなど、より一層の周知啓発に努めてまいります。</p>

※いただいたご意見は趣旨を損なわない程度に要約した箇所があります